浜田市建設工事等の入札及び契約に関する情報の公表規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月30日

浜田市長　三　浦　大　紀

浜田市規則第43号

浜田市建設工事等の入札及び契約に関する情報の公表規則の一部を改正する規則

浜田市建設工事等の入札及び契約に関する情報の公表規則（平成 17 年浜田市規則第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「場所」の次に「(以下「閲覧所」という。)」を加える。

第 4 条に次のただし書を加える。

ただし、浜田市の休日を定める条例（平成 17 年浜田市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

第 4 条に次の 2 項を加える。

2　閲覧時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

3　前 2 項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、閲覧所を閉鎖し、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合において、その旨をあらかじめ閲覧所に掲示するものとする。

本則に次の 3 条を加える。

（持ち出しの禁止）

第 5 条　閲覧に供する資料（以下「資料」という。）は、閲覧所以外に持ち出してはならない。

（閲覧の停止又は拒否）

第 6 条　市長は、閲覧をする者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止し、又は拒否することができる。

⑴　この規則に違反し、又は係員の指示に従わないとき。

⑵　資料を抜き取り、汚損し、若しくは損傷し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められるとき。

⑶　閲覧において、他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるとき。

（その他）

第 7 条　この規則に定めるもののほか、その他必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。